平成２６年（フ）第３１６号
広島市安芸区船越南５丁目１番１号
債務者　有限会社東栄サービス
代表者取締役　岡村　禎志
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前11時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１７号
広島市中区鶴見町５番１号
債務者　株式会社スリーグッド
代表者代表取締役　岡村　禎志
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前11時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９号
山口県岩国市由宇町港２丁目11番８号
債務者　株式会社ＴＭＳ
代表者代表取締役　櫻井麻有子（登記簿上の氏名桜井麻有子）
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　亮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前10時30分
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１７号
京都府京丹後市網野町新庄772番地
債務者　株式会社有機ＪＡＳ　ＨｉＲａＮｏ
代表者代表取締役　平野　義郎
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後１時30分
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第１９８０号
大阪市北区南森町１―３―29、商業登記簿上の本店所在地大阪市鶴見区今津北１丁目８番33―702号
債務者　有限会社ネットワーク友
代表者代表取締役　友岡　繁明
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春木　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６７５号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代832番地３
債務者　株式会社ＢＩＧ・１・コーポレーション
代表者代表取締役　濱村　幸徳
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本岡　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後２時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２１２号
神奈川県横浜市戸塚区深谷町110番地21
債務者　有限会社安藤電工
代表者代表取締役　安藤　義明
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　配島　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午後１時45分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
金沢市窪２丁目128番地
債務者　有限会社雅トレーデイング
代表者代表取締役　清水　俊雅
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　労網　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午前10時15分
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３８４号
京都市伏見区深草中川原町13番地
債務者　株式会社今西園芸
代表者代表取締役　今西　繁男
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茶木真理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午後２時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１４３号
神奈川県足柄上郡開成町宮台222番地１
債務者　松本　俊也
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦加代子
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４４号
神奈川県足柄上郡開成町宮台222番地１
債務者　松本　　舞
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦加代子
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６号
徳島県三好市池田町ウエノ2702番地４
債務者　岡田　　純
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂村　隆明
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第１１６号
青森市青柳２丁目12番３号
債務者　北都シューズことバジルこと　保木義博
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂　　正俊
4　破産債権の届出期間　平成26年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
愛知県刈谷市寿町４丁目210番地　ヴィヴレＴＯＫＵ403号、前住所愛知県高浜市碧海町５丁目１番地19
債務者　柿﨑　昭信
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　大史
4　破産債権の届出期間　平成26年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４２１号
京都市左京区上高野山ノ橋町８番地　ＮＯＲＴＥ白川１Ｆ
債務者　井上　　薫
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　寛昭
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９６号
広島市佐伯区屋代３丁目18番40―203号　グランデージＫ・Ｍ―Ａ棟
債務者　近藤　直之
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　好勝
4　破産債権の届出期間　平成26年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部